

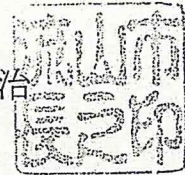


環境大臣 石原伸晃様

福島第一原子力発電所の事故により生じた放射能の拡散による影響を受けた廃棄物処理事業に係る東京電力株式会社が補償する損害賠償の枠組み拡大を国から働きかけをすることに関する要望書

平成25年 1月 12日

千葉県 流山市長 井崎 義治



福島第一原発事故由来の放射能問題発生以降、草木の焼却により焼却灰に高濃度の放射性物質が含まれたことから、最終処分場への搬入が断られ、焼却灰の処分を行うことができなくなりました。

そこで、本市では、剪定枝・草等の回収を別回収で行い、回収した剪定枝等を本市森のまちエコセンター内に仮置きをして、剪定枝等の焼却を控え、焼却灰の放射能濃度の低減に努めてきました。

さらに、放射能濃度が1キログラム当たり2,000ベクレル以下であれば、焼却灰を受け入れてくれる最終処分場がありましたことから、急遽本市のクリーンセンター施設内に灰固化を行う中間処理装置を設置し、本市において中間処理を行い、2,000ベクレル以下の灰にして処分場に搬出しております。

この中間処理装置は、今回のこのような原発事故が発生しなければ、本市には不要な施設であり、本市が独自に支出すべきものではないことから、東京電力株式会社に対して損害賠償請求を行ったところです。

これに対して、東京電力株式会社からは、中間処理装置という永久的に設置使用される設備については、補償の対象外との見解が示され、本市としては、当該設置工事費の支出が財政上大きな負担となっております。

一方、剪定枝等の一時保管場所である森のまちエコセンター

の保管能力も限界を超える状況となっています。

市民生活に影響が生じないように一刻も早期に新たな保管スペースを確保しなければならないことから、同センター内にある旧し尿処理施設を解体し、保管場所の確保を図りたいと考えております。

このような本市の窮状をご理解いただき、東京電力株式会社に対し、下記のとおり当該装置の設置費用及び施設の解体費用並びに仮置場設置費用について補償の対象となるよう、お力添えをいただきたく要望いたします。

記

- | | | |
|-----|-------------------------|--------------|
| 1 | 平成23年度放射能対策実施事業 | |
| | ・ 溶融飛灰薬剤処理装置設置工事請負費 | |
| | | 119,857,500円 |
| 2 | 平成24年度放射能対策実施事業 | |
| | ・ 旧し尿処理施設解体等設計業務委託費 | |
| | | 2,770,000円 |
| 3 | 平成25年度放射能対策実施事業 | |
| | ・ 旧し尿処理施設解体等工事請負費 | |
| | | 360,000,000円 |
| | ・ 旧し尿処理施設解体等工事施工監理業務委託料 | |
| | | 13,125,000円 |
| | 計 | 373,125,000円 |
| 合 計 | | 495,752,500円 |